

お客様本位の業務運営に関する取組状況

ブラックロック・ジャパン株式会社

当社はブラックロックと連携し、「お客様本位の業務運営に関する方針」に基づき、継続的に様々な取組を推進しています。下記にて各方針に関する取組状況を紹介します。

【方針 1 に関する取組状況】

▶ 方針の見直しと取組状況の定期公表

当社は、本方針を毎年 6 月をめどに見直し、年次取組状況とともに、ウェブサイトにて公表します。

▶ ガバナンス体制の確立

お客様本位の業務運営を確保するため、現在ある会議体によって当該方針の取組状況を監督するとともに、当該方針を定期的に見直します。

【方針 2 に関する取組状況】

▶ サステナブル投資を新たな投資基準とする取組

ブラックロックは 2020 年 1 月にサステナブル投資を新たな投資の基準として据えることを宣言しました。この宣言は、お客様に対して長期的な資産価値の向上を図るという受託者責任に基づいています。ブラックロックは、投資家選好の構造的な変化、気候変動リスク、低炭素経済への移行、規制の強化などの要因により、大規模かつ長期にわたる資本の再配分が起こり、資産価格が大きな影響を受けると考えています。このような変化に対して耐性が高いポートフォリオを構築し、より安定的で高い長期的リターンを追求するために、ブラックロックは、サステナビリティを投資プロセス、リスク管理、企業とのエンゲージメントの中核に位置付ける取組を加速しています。また、お客様に幅広いサステナブル投資戦略商品を提供できるようプラットフォームを強化させる取組を行っています。

▶ 運用力と運用体制の強化

ブラックロックのグローバルなネットワークを活用し、既存の運用戦略の運用パフォーマンスの向上、新たな運用戦略の構築及び国内外の新たな投資対象の発掘に努めている他、テクノロジーによる技術革新等を見据えた運用体制の変革を継続的かつ適時に行っています。

▶ 多様な投資手段の提供

ブラックロックは、お客様のために多様な投資手段を開発し、提供することを目指しています。その中でも ETF（上場投資信託）は、流動性やコストの観点から、多くのお客様にとって有力な投資手段であると考えています。ブラックロックは株式や債券だけでなく、コモディティや REIT など幅広い資産クラスのインデックスに連動する ETF を主要な金融市場に上場しており、ブラックロックが設定・運用する ETF「i シェアーズ® (iShares®)」は、世界の ETF 市場において運用残高で約 35% の市場シェア（2020 年 3 月時点）を有しています。ブラックロックは、日本のお客様に多様な投資手段をご提供するため、東京証券取引所にも ETF を上場しています。

[i シェアーズについて](#)

▶ エンゲージメントを通じた投資先企業の長期的な成長の促進

投資先企業の価値向上や持続的成長への貢献が長期的にお客様への利益につながるという観点から、ブラックロックに運用を委託しているお客様の運用代理人として、企業との対話や議決権行使を行っています（以下「スチュワードシップ活動」）。その際、お客様にその方針が明確に分かるよう、「[スチュワードシップ責任を果たすための方針](#)」を作成し、ウェブサイトにて公表しています。

▶ 独立したリスク管理態勢

ブラックロックは運用部門及び営業部門から独立したリスク管理部門を設けています。リスク管理部門は社長直下に配置され、他部門からの影響力を極力排除した形で運営されています。現在ブラックロックでは 280 名超（2019 年 12 月時点）のリスク管理の専門家が、運用リスク・流動性リスク・信用リスク・オペレーショナルリスク・規制リスク・ベンダーリスク・テクノロジーリスク・パフォーマンス分析等様々な分野でリスク管理業務にあたっています。当社においても、独立したリスク管理部門を設置し、様々なリスク管理を実施しています。

リスク管理部門では、運用しているファンドの日々のリスクレベルをモニターしているだけでなく、必要に応じて市場に影響を与えるようなイベントや地政学的リスクが予見されるイベントが発生する際のストレステストも実施しています。また、商品開発の際にも、開発される商品のリスクとリターンがお客様の期待水準に見合っているか分析した上で、リスク管理部門が承認しなければ、新しい商品を設定することができない仕組みを取り入れています。更に、ブラックロックとしてそのような業務の中でより効果的にリスクを計測するために、新しいリスク管理手法の開発を推進しています。

これらの強固なリスク管理体制により、推測可能なリスクを定量化し、現在のリスク・エクスポージャーに対する認識を高め、より良い意思決定ができるようになることを通して、お客様に最善のサービスを提供できると考えています。

▶ 取引の最良執行

運用財産における取引の最良執行を追求するために、適切な組織の整備、取引ベンチマークの策定、事後的な検証等を実施しています。ブラックロックのグローバルのプラットフォームを適切に活用することで、お客様に世界最先端の執行サービスを提供しています。

▶ お客様の運用財産保護

市場環境や証券会社等の取引先に不測の事態が発生してもお客様の大切な運用財産が最大限保護されるよう、オペレーション部門では信託銀行やグローバル・カस्टディアン等に保管されているお客様の運用財産を保全するための施策に積極的に取り組んでいます。また、お客様の運用財産における外為決済リスク削減のため、CLS（Continuous Linked Settlement）を活用した同時決済の導入にも積極的に取り組んでいます。

▶ 法令等遵守

当社は受託者責任に基づき、お客様からお預かりした運用財産を保護する上で、法令諸規則、お客様と取り決めた運用基本方針、その他運用制限を遵守することを最重要視しています。なお、各種運用制限はシステム登録され、その遵守状況をリアルタイムでモニターし、制限からの逸脱のおそれがある場合に世界各拠点の関係者が連携して適切かつ迅速に対応できるよう、グローバル運用に対するガバナンス、管理体制の維持・強化に努めています。

▶ 世界最高水準のテクノロジーによる円滑な業務執行のサポート

ブラックロックの資産運用業務全般は、グローバルな関連部署（運用部門、リスク管理部門、トレーディング部門、オペレーション部門、コンプライアンス部門等）を横断的・一元的・包括的に管理する、全社的テクノロジー・プラットフォーム Aladdin[®]によってサポートされています。お客様の最善の利益を追求するため、運用リスクの可視化・業務プロセスの透明化や自動化を徹底的に追求し、プロセス・ガバナンスの確保と円滑な業務執行に努めています。また、事業環境の変化にあわせて Aladdin[®]を継続的に改良していくことで、商品や市場、規制環境の変化に柔軟に対応することを目指しています。

▶ より良い資本市場の整備

お客様の大切な資金を運用するためには、投資家の権利が保護され、効率的で安定した投資環境が整備されるとともに、各国の規制当局との協調が重要です。また、退職に備えた資金の確保を容易にする制度の拡充も必要です。当社を含むブラックロックでは、お客様を代理し、より良い投資環境の実現に貢献するため、Global Public Policy Group という部署を設置し、各国当局、国際機関や市場関係者と積極的に意見交換を行っています。当社も当該 Group と連携を取りながら、金融審議会市場ワーキング・グループ、金融理事会による市中協議、スチュワードシップ・コード改定、IOSCO 等の場で、お客様の立場に立って、関係者と意見交換を行っています。

【方針 3 に関する取組状況】

▶ 自己勘定取引の禁止

当社は、お客様第一主義に疑義が発生しないよう、自己勘定取引を原則として禁止するという方針を堅持しています。お客様の最善の利益を実現するために、お客様との共同投資を行う場合等には、独立したリスク管理部門が投資のリスク分析を行い、それを踏まえて取引の可否について独立した投資委員会が審査を行っています。

▶ 利益相反管理方針の策定・公表

当社は、利益相反の可能性のある取引を類型化すると共に利益相反取引の管理に関する方針を策定し、公表しています。なお、管理の対象となる利益相反の可能性には以下の事項を含みます。

- ▶ 顧客企業における勤務経験のある役職員を採用しようとする場合
- ▶ 名目を問わず、販売会社における販売促進費等を一部負担する場合

▶ スチュワードシップ活動における利益相反管理方針の策定・実施

当社は、スチュワードシップ活動の対象となる会社との間に利益相反が生じる潜在的可能性が懸念される場合、具体的にはブラックロックの関係会社やブラックロックの運用するファンド等との関係などの理由により、当社において議決権行使判断を行うことが利益相反管理の観点から適切でないとみなされた場合に、以下の態勢にてそうした利益相反の回避に努めます。

- ▶ 議決権行使に係る判断にあたっては、議決権行使に関するガイドラインに照らして、当社の利益もしくは顧客以外の第三者の利益を図る目的から判断を歪めることがないよう、議決権行使業務の専担部門（インベストメント・スチュワードシップ部）を設置しています。また独立した会議体（インベストメント・スチュワードシップ委員会）による議決権行使の監督を通して、株主全体の長期的な利益の増大に貢献することを目指しています。企業との対話の実施においても、議決権行使同様、インベストメント・スチュワードシップ委員会がこれを監督しています。
- ▶ 当社において議決権行使判断を行うことが利益相反管理の観点から適切でないとみなされた場合には、第三者の専門機関に行使判断を委ねます。

【方針 4 に関する取組状況】

▶ 手数料の明確化

当社は、投資信託商品への投資でお客様が負担する信託報酬、販売手数料等の各種費用について、法令諸規則に従いその内容を目論見書、運用報告書等に記載しています。運用状況に応じて費用の料率が変動する場合は、全体の費用の総額の説明と併せて、その変動の仕組み等、商品の特徴に応じた具体的な説明も目論見書に記載するなど、わかりやすい情報提供に努めています。

【方針 5 に関する取組状況】

▶ 独自のリスクマネジメント・テクノロジーを活用した、お客様に対する情報開示の徹底

ブラックロックに運用を委託されている機関投資家のお客様向けに、運用資産の状況をご確認頂けるよう、登録制ウェブサイトを通じたポートフォリオの状況に関する情報提供サービスを実施しています。このサービスはブラックロックが自社開発したテクノロジー・プラットフォーム Aladdin[®]を活用しており、お客様の運用資産におけるリスク管理の高度化に貢献しています。

▶ お客様に適した情報提供を支援するためのセミナー・勉強会

当社は、お客様に適した情報提供で販売会社を支援するため、個別商品や市場環境に関するセミナー・勉強会を販売会社向けに継続的に実施しています。

▶ お客様の金融知識の高度化支援

当社は、お客様の金融知識を高めることにより、より良い投資判断を実現できるよう多数のセミナーを継続的に実施しています。ウェブサイトを通じた情報提供にも積極的に取り組んでいます。運用商品に関する基本情報、重要事項に加え

て、分散投資を行う際にお客様の運用の幅を広げるためのツールである ETF の紹介や投資家動向調査の公表なども行っています。

▶ **投資判断に資する調査・研究成果の公表**

ブラックロックは、お客様の投資判断のお役に立つべく各種調査・研究を行うシンクタンクを設立し、積極的に情報発信しています。たとえば、BlackRock Investment Institute では、マクロ経済の状況や、投資戦略に対する研究成果を公表しています。

【方針 6 に関する取組状況】

▶ **商品開発方針の策定・導入後の対応**

当社は、お客様の利益に適う商品の開発及び提供に資するべく、「商品開発及び商品導入後の対応に関する方針」を策定しています。商品開発をする上では、想定されるお客様の属性、お客様に理解していただける商品性かどうか、ポートフォリオ・マネジャーの運用能力、運用ポートフォリオの流動性、運用報酬の合理性、商品の名称と内容の整合性、販売会社における販売方針等の点を十分に検討します。また、商品導入後は、対象期間（一定の基準日から過去 1 年間）において、それぞれの商品が所期の目的（企図した運用成績、運用資産残高、運用・オペレーションのプロセス構築等）を実現しているかを商品開発委員会において定期的に見直し、お客様の最善の利益を図る観点から必要と考えられる場合には、規律をもって適切に商品の変更や償還等の対応を検討します。

▶ **お客様の最善の利益を担保する販売会社の選定**

当社設定の投資信託の販売会社を決定する際には、お客様に適切なサービス・情報提供が可能な販売先かどうかを検討するためのデューデリジェンスを実施しています。今後は当該販売会社における「顧客本位の業務運営に関する方針」とその取組状況もデューデリジェンスの一部とします。

▶ **先端的テクノロジーを活用した顧客本位の業務運営の推進**

ブラックロックは、お客様にとって最良の資産運用を実現するためには、徹底した運用リスクマネジメントと運用プロセスのガバナンスが必須と考えています。この認識の下、お客様本位のプロセスを担保するため、創業当初にテクノロジー・プラットフォーム Aladdin[®]を自社開発し、拡張し続けてきました。更に、同様の課題認識を持つ機関投資家、銀行、証券会社等の資産運用業務プロセス及びリスク管理の高度化を支援し、テクノロジーを活用したより良い顧客本位の業務運営の実践に資するべく、外部のお客様にも提供しています。

▶ **役職員の金融知識の高度化**

当社が取り扱っている金融商品には複雑なものも含まれることから、ブラックロックの世界最先端の知見を活用した金融知識に関する各種研修を役職員に提供しています。また、お客様の属性に応じて必要な金融知識の提供が行えるよう、自主的な勉強会を随時行うことで、金融商品に対する理解を深めるよう努めています。

【方針 7 に関する取組状況】

▶ **お客様第一の行動規範の策定**

ブラックロックは、<より多くの方々が豊かな生活を送ることができるようサポートする>というブラックロックのパーパスの実現に向けて、4 つの行動原則を掲げ、役職員に遍く遵守を求めています。加えて、お客様の利益を第一に行動するよう、ブラックロックは、グループ企業の役職員全てが従うべき具体的な行動規範（Code of Business Conduct and Ethics）を制定しています。当社も役職員に対し本行動規範に従うことを求めています。

▶ **適切なローカル・ガバナンスを実現する取締役会の構成**

お客様本位の業務運営を実現するためにはグローバル・コーディネーションとローカル・ガバナンスの両者が必要ですが、適切なローカル・ガバナンスを実現するためには取締役会の構成が極めて重要です。そのため、当社においては、外資系金融機関におけるローカル・ガバナンスのあり方を十分に理解している人材を取締役に選任しています。

▶ **適切な人材の採用**

当社は、各部門の各階層において業界で最高水準のプロフェッショナルを採用することを基本としています。採用可否の判断にあたっては、ブラックロックの 4 つの行動原則に表された当社の企業文化への適合も考慮しています。

▶ **目標設定・業績評価・報酬体系**

各役職員の年次目標設定、業績評価・報酬はブラックロックの企業文化及び行動原則の遵守を動機付けるものとなっています。たとえば、賞与は、会社の業績及び各役職員のパフォーマンス評価などによって決定されますが、役職員のパフォーマンス評価に企業文化及び行動原則の遵守状況を含めることで、お客様の長期的な利益を追求するための動機付けを行っています。

▶ **表彰制度による動機付け**

ブラックロックの企業文化及び行動原則を定着させるため、グループで実施される行動原則に係る表彰制度に当社も積極的に参加しています。

2020年6月30日現在

重要事項

本資料は、当社が、お客様本位の業務運営に関する方針および取組状況をご説明する目的として作成したものであり、特定の金融商品について勧誘するものではありません。本資料は、当社及びブラックロックが信用に足ると判断した情報・データに基づき作成されていますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料に掲載されたブラックロックの意見、見解は、本資料作成日時点におけるものであり、今後、予告なく変更されることがあります。本資料に掲載された過去の実績及び今後の予測は、なんら将来の成果を保証または示唆するものではありません。本資料の著作権は、当社またはブラックロックに帰属し、全部または一部分であってもこれを複製・転用することは社内用、社外用を問わず許諾されていません。

取引に関するコスト等について

当社が投資一任契約または投資信託によりご提供する戦略においては、3.294%（税別 3.05%）を上限とした運用報酬をご負担いただきます。当該運用報酬の名目は、投資一任契約においては投資顧問報酬であり、投資信託の場合には信託報酬（当社の收受分のみ）となります。また、この報酬料率には、投資一任契約または投資信託の運用資産内に国内外の投資信託等ファンドを組入れる場合、原則として、それらのファンドに係る運用報酬分をも含んだものとなっております。なお、この上限報酬料率は、本資料作成日現在、当社がご提供する戦略のうち、最も高い報酬料率を設定している戦略のものとなります。当社からご提供する戦略によっては、上述の運用報酬に加えて、運用実績に対して成功報酬を徴収させていただく場合があります。成功報酬料率の計算方法は、それぞれの戦略及び商品ごとに個別に規定されておりますが、一定の運用実績に対し 32.40%（税別 30%）を上限としております。この上限成功報酬料率は、当社がご提供する、成功報酬適用戦略のうち、最も高い成功報酬料率を設定している戦略のものとなります。

また、当社がご提供する投資信託等では、運用の一環として有価証券の貸付（セキュリティ・レンディング）を行う場合があります。この場合、有価証券の貸付から生じる収益に対し、50%（税込み）を上限とした率を乗じた額をその報酬として徴収させていただきます。

上記の報酬以外にお客様にご負担いただく直接・間接の費用として、投資一任契約または投資信託の運用資産内にて組入れ資産の売買を行う場合に発生する売買手数料及びそれらに係る消費税等の租税があります。また、投資信託を売買する場合には、申込手数料、解約等手数料、信託財産留保金及びその他事務・管理費用等が課される場合がありますが、お客様が当社が設定・運用を行う投資信託を直接購入される場合、及び、投資一任契約または投資信託の運用資産内にて投資信託等ファンドを組入れる場合に、これらを直接・間接にご負担いただくこととなります。これらの費用については、投資対象とする金融商品やそれらの売買の状況等によって異なりますので、一律に表示することができません。従いまして、実際に当社戦略の提供を受けられる場合には、それぞれの提供形態にそってお客様に交付されます契約締結前交付書面、目論見書、投資信託約款及び商品説明書等をよくお読みいただき、その内容をご確認下さい。

当社または当社のグループ会社が設定・運用するファンドを、投資一任契約に基づき組入れる場合、または、当社が金融法人のお客様へ勧誘する場合は、当該ファンドを組み入れたいとする誘因が潜在的にあるという理由から当社または当社のグループ会社とお客様との間に金融商品取引法上の利益相反のおそれがある取引に該当致します。また、ファンドにより当社または当社のグループ会社の自己投資、役職員投資が含まれることがあり、この場合も同様の利益相反の状況が想定されます。当社は、利益相反のおそれがある旨をこのようにお客様へ開示することが、お客様のご理解・ご判断に資するという点で、適切な対応方法であると考えております。

詳細については、当社ホームページに掲載の[利益相反取引の管理に関する方針](#)をご参照下さい。

リスクについて

当社が投資一任契約または投資信託によりご提供する戦略は、全て、投資元本が保証されておりません。当社が投資一任契約または投資信託によりご提供する戦略においては、主に国内外の株式、公社債、証券化商品及び投資信託等の値動きのある金融商品等を投資対象としております。また国内外の市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引を使用する戦略や金融商品等の買い持ちばかりではなく売り持ち手法を使用する戦略等もあります。したがって、以下のような、リスクがあります。1) 金融商品等の価格は、各国の経済情勢、金利動向、株価動向、不動産市況動向、商品相場の動向等によって変動し、それによって損失を生じ、投資元本を毀損する可能性があります。2) 当該金融商品等の発行者または保証会社の経営や財務の状況、その変化及びそれに対する外部評価の変化等を直接・間接の原因として株価が変動し、それによって損失が生じ、投資元本を毀損する可能性があります。3) 当該金融商品等に付された権利等を行行使する期間に制限がある場合には、この制限を直接・間接の原因として損失を生じ、投資元本を毀損する可能性があります。4) 当該商品に何らかの売買制限が付されている場合及び流動性が十分ではない場合等には、売買の機会が制限を受け、これを直接・間接の原因として損失を生じ、投資元本を毀損する可能性があります。なお、当社がご提供する戦略毎のリスクについては、投資対象とする金融商品等がそれぞれの戦略によって異なりますので、一律に表示することができません。従いまして実際に当社戦略の提供を受けられる場合には、それぞれの提供形態にそってお客様に交付されます契約締結前交付書面、目論見書、投資信託約款及び商品説明書等をよくお読みいただき、その内容をご確認下さい。

お問い合わせ先

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 375 号

加入協会／一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 投資信託協会、日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

ホームページ <http://www.blackrock.com/jp/>

〒100-8217 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館